

施策の体系

習志野市文教住宅都市憲章 昭和 45 年 3 月 30 日議決

習志野市基本構想(H26 年度～H37 年度)

施策の
整合性を保つ

前期基本計画(H26 年度～H31 年度)

一体となって
施策を展開する

習志野市教育基本計画

H26 年度～H31 年度

基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり

(キーワード) 情熱あふれる教育 夢のある学び 市民との協働

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

基本方針

【幼児教育の向上】

- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
- 2 子育て・子育て支援の充実

【学校教育の向上】

- 3 信頼を築く習志野教育の進展
- 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
- 5 子どもを未来につなげる多様な教育の展開
- 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅲ

学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

基本方針

- 12 家庭教育力の向上力
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針

【社会教育の推進】

- 7 社会教育の充実
- 8 文化財の保存と活用
- 9 芸術文化の振興

【生涯スポーツの推進】

- 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進
- 11 青少年の健全育成の推進

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 持続可能な社会教育施設の整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的展開

習志野市教育基本計画 H26～H31

習志野市教育基本計画実施計画
H26～H28

※ PDCA サイクルによる
計画の進行管理

本「基本計画」の「実施計画」は、「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価」を行う際に、毎年度評価・見直します。課題が生じた場合には、必要に応じて具体的な事業を新たに設定し、次年度の「習志野市教育行政方針」において明示します。

習志野市教育行政方針（毎年度の行動計画）
（市ホームページ公表）

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
（市ホームページ公表）

※計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスを繰り返す計画の進行管理の方法

習志野市教育基本計画

平成 26 年度 ～ 平成 31 年度

策定のねらい

「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」は、市教育行政の方向性と施策を広く市民に示すことにより、理解と協力、参画を得ようとするものであります。

なお、平成 18 年の教育基本法の改正により、国には教育の振興に関する計画（教育振興基本計画）を策定しなければならないことが義務付けられています。地方公共団体については、定めるよう努めなければならないとされていますが、本市では、「計画」及び本「計画」の「実施計画」（「前期実施計画（H26 年度～28 年度）」及び「後期実施計画（H29 年度～31 年度）」をもって、本市の「教育振興基本計画」として位置付けます。

※「第 2 期教育振興基本計画（計画期間；平成 25 年度～平成 29 年度）」は、平成 25 年 6 月に閣議決定されました。

実施期間

次期「習志野市基本構想」「習志野市基本計画」に合わせ、平成 26 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標とします。（6 か年計画）

基本目標

本市教育の目指す姿

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。

教育委員会では、教育基本法（平成 18 年改正）に示された「教育の目標」と目標を一にすることで、本「計画」の「基本計画編」に示す各政策により、志を持って自立した活動を行いつつ、生涯にわたって意欲的・継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって人とつながり、地域や社会とのかかわりの中で市民及び職業人としての自らの責任と役割を果たし、芸術・文化・スポーツに親しむ中で人生を潤いのあるものにしていくことのできる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつなげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創造性」を育みます。

文教住宅都市習志野

小さな都市(まち)の大きな教育

キーワード

情熱あふれる教育

夢のある学び

市民との協働

本市は、「小さなまちの大きな教育」を合言葉に、教育実践を積み重ねてきました。

その中で、教えることに夢や生き甲斐をもった情熱あふれる指導者により、(子どもや市民が)学ぶことは将来への夢の実現につながるものであると実感できる「習志野教育」を展開してまいりました。

「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」は、このような本市教育の歴史と伝統を確実に継承し、その質的向上を図るとともに、時代の新たな要請に応じた方策を示すものです。

基本目標を実現するための政策・基本方針・施策の策定にあたっては、「情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、並びに、今後ますます重要性が増してくると考えられる「市民との協働」という 3 つのキーワードを共通する配慮事項としております。

教育においては、どんなに社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」(不易)がある。しかし、また、教育は、同時に社会の変化に無関心であってはならない。「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」(流行)に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題である。

(「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」中央教育審議会 第一次答申 平成 8 年 7 月 19 日)

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

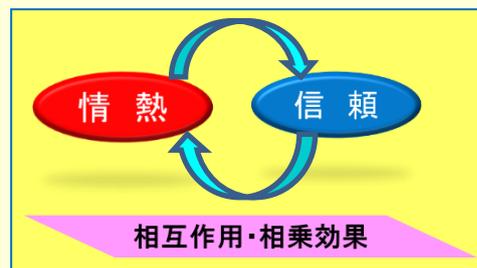
中心政策（幼児教育・学校教育） →変化の激しい社会を生き抜く力の育成・生涯学習の基礎の確立

基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

- ◇めまぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼稚園教育を推進していきます。
- ◇「健康な心と体」を育てるための体験と教育を充実させるとともに、幼児の安全・安心を守る教育を推進します。
- ◇関係機関との連携を強化して、支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。
- ◇私立幼稚園と市立幼稚園との連携を図りながら、研修の充実や就園奨励費補助事業の推進を図っていきます。

基本方針2 子育て・子育て支援の充実

- ◇こども園の整備を進め、内容をさらに充実させます。
- ◇多様なニーズに対応した子育て支援を推進します。
- ◇家庭・地域との連携を強化します。



基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

- ◇人権意識を高めるとともに、学校、保護者・地域、関係機関との連携の強化により、「いじめ・不登校の未然防止、解消」に向けた取り組みを強力に推進していきます。

※「いじめ防止対策推進法（平成25年6月公布）」を遵守するとともに、いじめの未発見・未解消ゼロを目指します。

- ◇特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。
- ◇教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みを一層進展させ、基本となる一斉授業の指導力を確立するとともに、多様な授業方法・形態をコーディネートしていく力、ICTや様々な教育機器を効果的に活用する力を伸ばします。

基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ◇確かな学力を保障する教育を推進します。
※学力に関するデータを蓄積・分析し、課題を解決するための改善策(改善授業)を提案します。
- ◇豊かな心を育む教育・健やかな体を育む教育の一層の推進を図ります。
- ◇食に関する指導の充実を図り健全な食習慣を育成するとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施します。
- ◇児童生徒や地域の実態を十分に踏まえ、創意工夫を生かしながら各学校が推進する「特色ある学校づくり」を支援していきます。

基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

- ◇「思考力・判断力・表現力」を伸ばす教育を展開します。
- ◇国際化社会を生きる資質・能力を培う教育を展開します。
※ICTの進展にともない、情報モラルを醸成するとともに、情報活用能力の伸長を図ります。
- ◇各学校の実態に応じた災害・生活安全における管理マニュアルを作成し、交通安全も含めた三領域について地域住民とともに学習会・訓練を推進し、自助・共助の精神を養います。

基本方針6 魅力ある市立高校づくり

- ◇生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した多様な教育を展開し、「文武両道」の教育の一層の推進を図ります。
- ◇豊かな人材を活用して、地域や社会に学校を開き、地域の核となる学校づくりを推進します。

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

中心政策（生涯学習）→生涯学習の充実

基本方針7 社会教育の充実

- ◇市民誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会を充実します。また、学習成果が活用できる場の提供や成果を地域活動に生かすことのできるコーディネーターの育成に取り組みます。
- ◇社会教育指導者の確保と養成に努め、自主自立課題解決型社会を推進します。

基本方針8 文化財の保存と活用

- ◇郷土の歴史を見直す中で、文化財の保存を推進するとともに、文化財を活用して郷土を愛する心を育みます。

基本方針9 芸術文化の振興

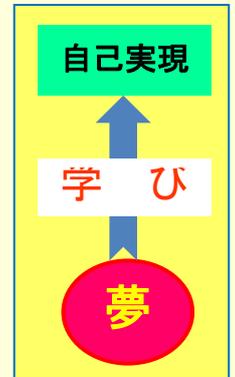
- ◇芸術。文化活動の振興を図ります。

基本方針10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

- ◇「する・みる・支えるスポーツ」を推進し、スポーツの力で地域を元気にします。

基本方針11 青少年の健全育成の推進

- ◇放課後児童会の運営を充実するとともに、青少年育成団体の活動を支援していきます。
- ◇家庭や地域の教育力の向上させるために、啓発活動や子育て支援を推進します。



政策Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

政策Ⅰ・Ⅱを補完する政策

基本方針12 家庭教育力の向上

- ◇家庭教育に関する学習機会を増やし、地域における家庭教育力の向上を図ります。
- ◇学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。

基本方針13 地域に開かれた学校づくり

- ◇学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。
- ◇家庭・地域の教育力を学校教育活動に生かし、学校・家庭・地域の連携をより一層進めます。

基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

- ◇地域住民との協働による防犯・補導活動を推進します。

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

政策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを支える政策

基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備

- ◇幼稚園・こども園、小中学校、市立高等学校の教育環境を整備します。
- ◇「鹿野山少年自然の家」「給食センター」などの学校関連施設の点検・整備を計画的に行います。

基本方針16 持続可能な社会教育施設の整備

- ◇利用者の安全性や快適性を確保するための施設の改修・整備、既存施設の活用の工夫、民間施設との連携等、様々な手法により社会教育施設の持続可能な改修と維持に努めていきます。

基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

- ◇市民のスポーツ環境を充実するため、身近なスポーツ施設の整備・市内大学との連携等により、健康・体力を育むスポーツ施設の整備を推進します。

基本方針18 教育行政の効率的・効果的展開

- ◇PDCAサイクルの確立により、教育行政の効率的・効果的な運営を行うとともに、「学校教育だより」の発行などの積極的な情報公開により、教育委員会の活性化を図ります。